

掛川市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成26年11月14日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 鈴 木 正 治

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川市農業振興会（設立：平成17年7月28日）
- 3 監査の期日 平成26年9月30日
- 4 監査の範囲 平成25年度補助事業
農業振興事業補助金 2,259,128 円

5 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

〔所管課：農林課〕

財政援助団体の会計事務処理及び所管課の補助金交付事務を監査した結果、前年度の指摘について改善された事項があったが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

<改善された点>

- (1) 補助対象が具体的にどの経費に充てられるかが明言されていなかったが、26年度から実施要領を新たに定め、補助対象経費を明確化している。
- (2) 領収書添付の徹底、出納簿の作成及び予算書・決算書等の各種書類の統一化等について、本部以外が25年度、本部が26年度から対応している。
- (3) 隔年実施の「ファーマーズフェスティバル」に係る積立金は中止した。

<問題点>

- (1) 部会において事業目的に合致しない支出内容が見られた。
- (2) 運営費に当たる役員報酬を支給している部会があった。
- (3) 決算において、補助額の80%にあたる839,748円が翌年度繰越金として計上されている。
- (4) 本部において、年度末執行の物品購入があり、年度内での活用が図れていない事例があった。
- (5) 視察研修の領収書において、行程等の明細が未記入のため、適正な執行か確認できない事例があった。
- (6) 「ファーマーズフェスティバル」の開催は、多くの補助金が投入されているが、本来

の目的以外のメニューがあり、費用対効果が図られていない。

＜改善すべき事項＞

- (1) 補助目的に合致しない事業費については、補助対象から除外すること。
- (2) 補助要綱を改正し、補助対象を事業費用のみとすること。
- (3) 本部の翌年度繰越金を差し引き、補助額を最低必要額とすること。
- (4) 事業計画書を提出させ、計画的な予算執行に努めること。なお、使い切れない予算は交付しないこと。
- (5) 視察研修は、領収書の明細を提出させるとともに、補助要綱に旅費等の基準を市の基準を参考に定めること。
- (6) 「ファーマーズフェスティバル」は、事業目的のメニューを増やし、事業目的に沿った内容とすること。

以上のとおり、補助金が有効に執行しているとは考えにくく、所管課は交付団体に対する監督・指導を徹底するとともに、完了報告時に領収書等を確認し、補助金額の確定を行うこと。

また、事業目的以外の使途内容のものは、過年度分も含めて補助金返還を検討願いたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 遠州横須賀倶楽部（設立：昭和62年9月18日）
- 3 監査の期日 平成26年9月30日
- 4 監査の範囲 平成25年度補助事業
ちっちゃな文化展事業補助金 2,500,000 円

5 監査の主な着眼点

- (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
- (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
- (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
- (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。

6 監査の結果

〔所管課：商工観光課〕

財政援助団体の会計事務処理及び所管課の補助金交付事務を監査した結果、前年度の指摘について改善された事項があったが、一部において改善を要する事項が見受けられた。

<改善された点>

- (1) 作家に対する交通費・宿泊費等の指導について、交付団体において、25年度から内規を定めて明文化し、それに基づいた金額としている。

<問題点>

- (1) 企業協賛金が予算よりも多かったため、市補助金を減額せずに自主財源を減額している。
- (2) 前年度2月の支出から補助対象としていた。
- (3) 過年度である24年度の支出を対象としていた。
- (4) 作家交通費の現金書留、ダイレクトメール郵便料、直接配れる範囲内である地区内の資料配布にメール便を使うなど必要以上の支出が見られた。
- (5) 補助対象の経費が要綱に明記されていない。

<改善すべき事項>

- (1) 企業協賛金の増額分は、自主財源を減らすのではなく、市の補助金を減額するよう検討すること。
- (2) 補助対象は4月～3月に支出したものとすること。
- (3) 過年度分の支出は、補助対象外とすること。
- (4) 補助金の執行については、自治会の協力、出品希望者の公募など経費削減に努めるこ

と。

(5) 交付要綱を改正し、補助の対象経費を明確にすること。

以上を踏まえ、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じるとともに、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

所管課においては、交付団体に対する指導・助言を含めた適切な是正措置を講ずるとともに、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 掛川市農業協同組合（設立：昭和37年3月31日）
- 3 監査の期日 平成26年10月1日
- 4 監査の範囲 平成25年度補助事業
茶品評会出品対策事業補助金 2,280,000円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

[所管課：お茶振興課]

財政援助団体の会計事務処理及び所管課の補助金交付事務を監査した結果、一部において次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

<問題点>

- (1) 対象経費として、事業目的とは異なる農協の経常経費が充てられていた。
- (2) 当該年度以外の支出を対象経費としていた。
- (3) 茶品評会とは直接関係のない役員の経費が支出されていた。さらに、事業対象とはなり得ない経費が含まれていた。
- (4) 補助対象の経費が要綱に明記されていない。
- (5) 交付要綱に基づく実績報告の提出が1ヶ月遅延していた。

<改善すべき事項>

- (1) 農協の経常経費に係る支出は、全額ではなく、事業目的である茶品評会出品対策事業に要した経費分を、利用割合や按分等により積算し、その金額を補助対象とすること。
- (2) 事業対象は、4月～3月までの支出を対象とすること。対象年度外支出は、補助対象外とすること。
- (3) 茶品評会以外の経費は事業費から除外すること。併せて、事業目的とはなり得ない経費は補助対象としないこと。
- (4) 交付要綱を改正し、補助対象経費を明確にすること。
- (5) 交付要綱上の実績報告の提出期限を3月末日にすること。

以上のとおり、補助金が有効に執行しているとは考えにくく、所管課は交付団体に対する

監督・指導を徹底するとともに、完了報告時に領収書等を確認し、補助金額の確定を行うこと。

また、使途内容が常識からはずれているものは、過年度分も含めて補助金返還を検討願いたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査対象団体 大東町商工会（設立：昭和35年8月15日）
- 3 監査の期日 平成26年10月1日
- 4 監査の範囲 平成25年度補助事業
遠州灘砂の祭典開催補助金 1,000,000 円
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

6 監査の結果

〔所管課：商工観光課〕

財政援助団体の会計事務処理及び所管課の補助金交付事務を監査した結果、一部において次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

<問題点>

- (1) 事業費の減額において、市の補助金を減額せず、自主財源を減額していた。
- (2) 交付要綱上、補助の対象は「当該事業に要する経費」としているが、具体的にどの経費に充てられるかが明言されていない。

<改善すべき事項>

- (1) 事業費の減額分は、自主財源を減らすのではなく、市の補助金を減額すること。
- (2) 交付要綱を改正し、補助の対象経費を明確にすること。

以上を踏まえ、団体においては、所管課の指導・助言に応じた適切な措置を講じるとともに、所管課との連絡を密にして、それぞれ手続に不備のないよう適正な事務執行に努められたい。

所管課においては、交付団体に対する指導・助言を含めた適切な是正措置を講ずるとともに、補助の趣旨に沿う適正な事務執行に努められたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。